

## 「ガバナンス研修会」を開催しました。

令和5年3月4日（土）の19時から筑紫野市勤労青少年ホームで「スポーツ団体に求められるガバナンスとは？」との演題で研修会を開催いたしました。

講師には、おくだ総合法律事務所の奥田電子（おくだりょうこ）弁護士にお願いしました。

奥田先生は、弁護士活動の他にも平成21年度からは福岡県教育委員も歴任され教育委員長もなされた教育行政にも精通された方です。

当体育協会からは、役員はじめ各競技団体の会長含む会員、事務局職員など49名が参加しました。

スポーツ庁が定めたガバナンスコードの内容の説明、スポーツ界の不祥事事件などスポーツ界の変容や世界の動きなど話していただきわかりやすく説明していただきました。

スポーツ指導者は、ボランティアでスポーツ団体のお世話や青少年の健全育成に取り組んでいるのにガバナンスで様々なことに留意し制約までされるのかとの思いがあると思われませんが、スポーツ指導者には規則等の遵守と併せて社会規範などが求められとともにインテグリティ（高潔さ）が求められているとのことでした。

最後にこのような厳しい中で「なぜスポーツをするのか?」「その価値について」、スポーツ基本法の前文でまとめられ、スポーツ団体のあり方、指導者のあり方など大変有意義な研修会となりました。

一般社団法人筑紫野市体育協会は、今後ともこの研修会で学んだことを着実に実践してまいります。



## スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（前文）

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。



【ガバナンス研修風景】

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。